

KAWASAKI LABOR INFORMATION

かわさき労働情報

2025
11
No.2179

特集

多様性が企業の力になる

～障害者雇用の取り組みと企業の成長～

川崎市からのお知らせ【P.4～】

今月のトピックス【P.6～】

- 令和7年度川崎市労働災害防止研究集会を開催します
- ～労働相談強化月間～ 弁護士による特別労働相談会のお知らせ
～特定課題講座～ 実例から学ぶカスハラ対策のお知らせ
- 11月はテレワーク月間です
- 11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です
- 県立東部総合職業技術校(かなテクカレッジ東部) スキルアップセミナーのお知らせ
- 県立東部総合職業技術校(かなテクカレッジ東部) 2026年4月生(Ⅰ期)募集のお知らせ
- 11月は「『しわ寄せ』防止キャンペーン月間」です
- しごとより、いのち。～11月は「過労死等防止啓発月間」です～

主要労働経済指標【P.10】

労働相談Q & A 【P.11】



多様性が企業の力になる

～障害者雇用の取組と企業の成長～

社会保険労務士 金 敦子

近年、企業における障害者雇用のあり方は変化しています。障害者を積極的に雇用することは、法令遵守の側面だけではなく、持続可能な経営と社会貢献を両立する重要な取組です。また、多様性の尊重が図られ、社員全体の働きやすさを向上させる効果も期待できます。

この記事では、障害者雇用の最新動向と、企業が行うべき対応、そのメリットについて説明していきます。障害者雇用促進を支援する制度についてもご紹介します。

神奈川県障害者雇用の状況

神奈川県における令和6年6月1日時点での実雇用率は2.40%、12年連続で過去最高を更新し、雇用障害者数とともに上昇しています。一方で、法定雇用率を達成している割合は43.7%にとどまり、特に中小企業の取組が遅れていることが課題です。

今後も法定雇用率は引き上げられることが決定しています。雇用義務の対象となる企業の範囲も拡大されるため、制度理解や体制整備が求められています。

法令を確認しましょう！

企業が行うべき5つの措置

「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)では、企業に5つの措置を義務付けています。現在、対象となる企業は常時雇用している労働者数が40人以上の企業です。

企業が行うべき措置	内 容
法定雇用率以上の障害者雇用	一定の割合（法定雇用率）以上の障害者雇用 ※令和6年4月1日より2.5%（民間企業の場合） 令和8年7月1日以降は2.7%（民間企業の場合）
障害者に対する差別の禁止と合理的配慮の提供	・障害の有無に関わらず平等な募集・採用の機会を提供する ・障害を理由に賃金や教育訓練の機会、福利厚生などの待遇について差別的な扱いをしない ・社会的な障壁をなくすために個別の対応や支援を行う
障害者職業生活相談員の選任	5人以上の障害者を雇用する場合は、「障害者職業生活相談員」を選任し、職業生活に関する支援を行う
障害者雇用状況の報告	毎年6月1日時点での障害者雇用状況をハローワークに報告する
解雇時に「解雇届」の提出	障害者を解雇する場合、全ての事業主は、その旨を速やかに「解雇届」をハローワークに届け出る

さらに、対象の事業主には、障害者の雇用の促進と継続を図るために、「障害者雇用推進者」を選任することが努力義務となっています。

障害者雇用を促進するメリット

「障害者と働くのは難しい」と考えてしまい、障害者雇用になかなか一歩を踏み出せない企業もあるかもしれません。企業にとって、障害者雇用がもたらすメリットを考えましょう。

- 人材（労働力・戦力）の確保、新しい視点・発想の獲得
- 障害者の就労・活躍への理解が深まり、職場の一体感やモチベーションが向上する
- 業務プロセスやフローの見直しの契機となり、業務効率化につながる
- 社会的責任の遂行によるイメージアップ
- DEI（ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン）の取組が推進され、職場全体が働きやすい職場になる

《企業トップからの声》として、次のような意見が届いています。

- ・職場の中で皆が支えあうという意識が芽生えた。
- ・まじめな勤務態度や仕事ぶりがほかの社員へのよい刺激となっている。
- ・安全対策や緊急事態への対応など、職場全体の安全意識の向上につながった。
- ・作業手順の整理、マニュアル化を行うことで、業務の見直しが進み、生産性も向上した。



キーワード DEIとは？

DEIとは、「Diversity(ダイバーシティ 多様性)」「Equity(エクイティ 公平性)」「Inclusion(インクルージョン 包括性)」の頭文字をとったもの。企業経営において、多様性や公平性を尊重し、誰もが受け入れられる包括的な組織や社会を実現しようとする取組のこと。

障害者雇用の流れ

障害者雇用は、企業の状況に合わせて、段階的に進めるのが成功のカギです。ハローワークや地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどの支援機関と連携しながら進めるのも大切なポイントです。

進め方の例

(ステップ1) 障害者雇用の理解を深める、雇用の準備

- ・ 法令、制度を確認する
- ・ 見学会などを通じて、障害者雇用をイメージする
- ・ 社員研修の実施、障害者の職場実習の受け入れる



(ステップ2) 配置部署や従事する職務を選定する



(ステップ3) 受入れ体制を整え、労働条件などを決める

- ・ バリアフリー、就労支援機器の導入など職場環境を整備する
- ・ 募集人数、採用時期、採用部署などを決定する
- ・ 指導担当者を選任する



(ステップ4) 採用活動を行う(募集と採用)

- ・ ハローワーク等を活用し、求人を募集する。障害者就職面接会へ参加する
- ・ 採用のプロセスでは障害特性に配慮する
- ・ 職務適性を見極める



(ステップ5) 職場定着

- ・ 雇用開始後、OJTによる業務指導、トレーニングを実施する
- ・ 定期的な面談やフォローを実施し、定着をサポートする
- ・ ジョブコーチの活用、支援機関との連携により、キャリア形成を支援



障害者を雇い入れた場合の支援制度

《助成金》

事業主に対して、経済的負担の軽減などのための助成を行っています。

- ◇ トライアル雇用助成金(障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース)
- ◇ 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)
- ◇ キャリアアップ助成金(障害者正社員化コース)

《その他の支援》

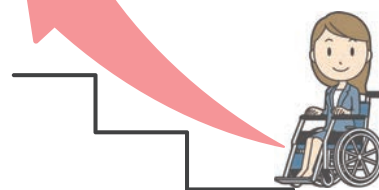
- (1) 中小事業主に対する認定制度(もにす認定制度)
- (2) 在宅就業障害者支援制度
- (3) 日本政策金融公庫による低利貸付制度
- (4) 障害者雇用相談援助事業
- (5) 障害者雇用に関する税制優遇制度

詳しい内容は、厚生労働省パンフレットをご確認ください。

※厚生労働省パンフレット「障害者雇用のご案内～共に働くを当たり前～」

<https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/content/contents/002260666.pdf>

キャリアアップ



ともに働く未来、多様性が当たり前になる社会へ

障害者雇用は、多様性を尊重し、包括的な職場環境を築く重要な要素です。異なる能力や特性を持つ多様な人材の参加は、組織をより強く、より柔軟にします。さらに、多様な視点や経験が新しい価値を生み出し、企業の成長と社会の発展につながります。

「障害者雇用」を特別な枠組ではなく、「誰もが活躍できる職場づくり」と捉え、積極的に取り組みましょう。障害者雇用は、社会貢献であると同時に、未来への投資です。

《障害者雇用に取り組む上で参考になる公的・民間のホームページ》

障害者雇用に取り組む事業所の好事例の紹介や、きめ細かなマニュアルも配信されています。ぜひ、ご活用ください。

- 神奈川県障害者雇用促進センター

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sj6/index.html>

- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED(ジード))

<https://www.jeed.go.jp/index.html>



街頭労働相談会を開催します!!

賃金未払い、労働条件、退職や解雇、パートや派遣労働のトラブル、職場のいじめ・パワハラ等に関するさまざまな労働問題等について、**秘密厳守・無料でご相談に応じます**。また、労働関係資料の配布も行いますので、お気軽にお立ち寄りください。



- 【日 時】 令和7年11月21日(金) 11時～17時
 【場 所】 JR川崎駅 川崎アゼリア東広場
 【相 談 員】 かながわ労働センター職員・弁護士・社会保険労務士
 【主 催】 神奈川県／川崎市
 ※弁護士相談(無料)は13時30分～16時30分(予約制・1人40分以内)
 予約先: かながわ労働センター川崎支所
 電話044-833-3141(平日9時～16時30分 ※12時～13時除く)



労働相談等のお知らせ

●弁護士労働相談 <事前予約制・電話相談可>

解雇、賃金不払い、長時間労働、セクハラ・パワハラ、損害賠償などの労働問題に関連する高度な法律問題について専門の弁護士が相談に応じます。電話にてご予約ください。

- 日 時 令和7年11月25日(火) 13時30分～16時30分(1人40分以内)
 原則、毎月第4火曜日(平日のみ)
 会 場 かながわ労働センター川崎支所 主 催 神奈川県／川崎市

●夜間労働相談 <事前予約制・電話相談可>

日中の相談が困難な方のために、職員が相談に応じます。電話またはホームページからご予約ください。

- 日 時 令和7年11月20日(木) 17時～19時30分(1人45分以内)
 原則、毎月第3木曜日(平日のみ)
 会 場 かながわ労働センター川崎支所 主 催 神奈川県／川崎市

●仕事と育児の両立応援カウンセリング <事前予約制・電話相談可>

仕事と育児を両立する自信が持てない、今後のキャリアについて考えたいなど、働くママ、働きたいママ、プレママ等の悩みを、専門の女性カウンセラーが相談に応じます。

※0歳(おおむね生後6か月以降)から6歳(就学前)までのお子さまを、カウンセリング中にお預かりします(無料)。

相談希望日の1週間前までにホームページからお申し込みください。

- 日 時 令和7年11月18日(火) 13時～16時(1人50分以内)
 会 場 かながわ労働センター川崎支所 主 催 神奈川県
 申込方法 次の二次元コードからお申し込みください。



【申込・問合せ】

かながわ労働センター川崎支所 電話 044-833-3141

川崎市高津区溝口 1-6-12 リンクス溝の口1階

JR 武蔵溝ノ口駅、東急溝の口駅から徒歩5分

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jg5/cnt/f7615/index.html>



▲申込ページ

【参加企業募集】多様な人材確保のためのマッチングイベントの御案内

学生・若年求職者向け合同企業説明会

日 時 令和8年3月12日(木) 13時30分～16時00分(仮)

場 所 川崎市コンベンションホール

(川崎市中区小杉町2-276-1パークシティ武蔵小杉 ザ ガーデン タワーズイースト2階)

定 員 50社 ※申込多数の場合は業種等を勘案の上、決定します

申込期間 令和7年11月中旬～12月中旬頃(予定)

参加対象者 大学等を2027年3月に卒業予定の学生、もしくは概ね34歳以下の求職者

若年者の採用ノウハウ支援に係る企業向けセミナー(仮)

日 時 令和8年3月12日(木) 11時30分～12時30分(仮)

場 所 川崎市コンベンションホール

(川崎市中区小杉町2-276-1パークシティ武蔵小杉 ザ ガーデン タワーズイースト2階)

定 員 40社 ※先着順です

申込期間 令和7年11月中旬～2月中旬頃(予定) ※定員に達し次第終了

【各申込方法】いずれもホームページ上に申込フォームを作成予定

申込期間になりましたら下記ホームページをご覧ください

【申込み・問合せ】 川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」

電話 044-811-6088 事業サイト <https://cs-kawasaki.com/>

※本事業は、川崎市からパーソルビジネスプロセスデザイン(株)が委託を受けて実施いたします。

【所管】 川崎市経済労働局労働雇用部 電話 044-200-2276 メール 28roudou@city.kawasaki.jp



▲ホームページ

かわさき人権フェア 2025

音楽ステージやスポーツ体験等、市民の皆様に関心しながら人権について考えていただくイベントを開催します。

日 時 令和7年11月23日(日・祝)11時～17時

会 場 川崎アゼリア サンライト広場・南広場

(JR川崎駅から徒歩1分)

入 場 料 無料 ☆自由参加

内 容 ■ステージプログラム

音楽等のステージ、全国中学生人権作文コンテスト

川崎地区入賞作品の表彰式・朗読

■各種スポーツ体験

■展示

市内小・中学生人権ポスター、人権啓発パネル他

■クイズスタンプラリー(プレゼントあり)

主 催 川崎市

共 催 川崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会

(横浜地方法務局川崎支局/川崎人権擁護委員協議会/川崎市)

【問合せ】 川崎市市民文化局 人権・男女共同参画室 電話 044-200-0098 FAX 044-200-3914



女性の活躍推進に取り組む企業や「かわさき☆えるぼし」認証企業はぜひご参加を!

まずは正しく知る、からはじめよう! ～働く仲間を守るハラスメント防止セミナー

女性の活躍を経営戦略の一環として取り組む企業が増えています。働くうえで誰もが直面し得る「ハラスメント」について、基本をわかりやすく学び、安心して働ける職場づくりのヒントをお伝えします。どんな行為が該当するのか、意外と曖昧なままのことも多いのではないのでしょうか。今後、「かわさき☆えるぼし」の認証を考えている・更新を考えている事業所の皆さま、ぜひご参加ください。

【日 時】 令和7年12月5日(金)15時～16時30分

【場 所】 川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)2階 第1・2研修室

【対 象】 川崎市内事業所在勤で本テーマに関心のある方 30名

【参加費】 無料 【一時保育】あり

お申込方法や詳細は、右の二次元コードからご覧ください。

【問合せ】 川崎中原工場協会事務局 電話 044-733-1300 FAX 044-733-1400

主催:川崎中原工場協会、地域女性活躍・障がい者等雇用推進委員会、川崎市男女共同参画センター



▲ウェブページ

川崎市消費者支援強調月間特別講演 「知って安心、備えて安心！災害時に役立つくらしの知恵」

参加無料
定員100名

11月は消費者支援強調月間です！

川崎市では、「川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例」を施行した11月を消費者支援強調月間とし、講演会等の啓発事業を実施しています。

今年度は、家庭でできる防災対策、災害時に起こりうる消費者トラブルの防止策をお伝えします。

日時 令和7年11月28日(金)14時30分～16時15分(14時15分受付開始)

会場 川崎市総合自治会館ホール(中原区小杉町3-600 コスギサードアヴェニュー4階)

対象者 川崎市内在住・在勤・在学の方 100名(事前予約制・先着順)

内容 第1部「わが家の防災対策」

講師 左右木 伸也氏(一般社団法人 かながわFP 生活相談センター)

第2部「災害時の消費者トラブルから身を守る」

講師 鈴木 春代氏(公益社団法人 全国消費生活相談員協会)

申込方法 申込フォーム(右の二次元コード)、電話で申込み

申込期間 11月21日(金)まで

【問合せ】 川崎市消費者行政センター啓発係 電話044-200-3864

8時30分～17時15分(土日祝日を除く。)



▲申込フォーム

献血にご協力いただける団体・企業を募集しています

～CSR活動の一環として、献血バスまたは献血ルームでの献血にご協力ください～

献血バスによる協力

約50～60人のご協力をいただける場合、ぜひ献血バスでのご協力をお願いします。

※1会場25～35人のご協力が見込める場合は、複数の企業団体や近隣の方にお声がけすることで実施が可能となる場合もあります。

随時ご相談を受け付けていますので、下の問合せ先にご連絡ください。



献血ルームでのご協力

献血バスの対応が難しい場合は、ぜひ献血ルームにてご協力ください。川崎市には2カ所(川崎駅、溝の口駅)の献血ルームがあります。献血バスでのご協力と同様に、献血ルームでご協力いただいた場合でも団体、企業の献血実績となり表彰制度の対象になります。ご協力いただく期間も1日～1週間や1か月単位など柔軟に対応が可能です。

<川崎市内献血ルーム>

川崎駅:かわさきルフロン献血ルーム

溝の口駅:みそのくち献血ルーム



▲かわさきルフロン献血ルーム

【問合せ】 神奈川県赤十字血液センター献血推進課 電話 045-834-4619

【所管】 川崎市 健康福祉局 保健医療政策部 医事・薬事課

神奈川県赤十字血液センター
ホームページ



令和7年度川崎市労働災害防止研究集会を開催します

川崎市では市内の事業所から労働災害をなくすことを目指し、毎年労働災害防止研究集会を開催しています。専門家による講演のほか、他社の労災防止・安全衛生についての取組を知ることのできる貴重な機会です。関係団体の皆さまにご協力いただき、今年で第61回を迎えます。

日時 令和7年12月25日(木) 15時～17時頃まで

会場 川崎市産業振興会館 1階ホール(川崎市幸区堀川町66-20)

内容 1. 開会あいさつ
2. 講演会
3. 労働災害防止啓発事例発表
4. 表彰式

主催 川崎市



昨年度の様子



【問合せ】 川崎市 経済労働局 労働雇用部 電話 044-200-2271 FAX 044-200-3598

～労働相談強化月間～ 弁護士による特別労働相談会のお知らせ

神奈川県では、12月を「職場のハラスメント相談強化月間」とし、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、カスタマーハラスメント等への解決促進に向け、川崎市内で弁護士による特別労働相談会を開催します。

予約制
無料

日 時 令和7年12月11日(木)
13時30分～16時30分(1人40分以内)
会 場 かながわ労働センター川崎支所 リンクス溝の口1階
JR武蔵溝ノ口駅、東急溝の口駅から徒歩5分

【申込・問合せ】 かながわ労働センター川崎支所
電話 044-833-3141



かながわ労働センター川崎支所のご案内

検索

～特定課題講座～実例から学ぶカスハラ対策のお知らせ

顧客や取引先からの嫌がらせであるカスタマーハラスメントは、多くの従業員が被害を受けているとされる一方、十分な取り組みがなされていない企業もみられます。

従業員が安心して働ける環境を整えることにより、企業における従業員定着率の向上につながります。労働組合として従業員を守るため、社内のルールづくりなど企業に対してどのように働きかけていけばよいのか、カスハラ事件訴訟に携わった弁護士が解説します。

予約制
無料

日 時 令和7年12月4日(木) 18時～20時
会 場 てくのかわさき 2階 てくのホール
JR武蔵溝ノ口駅、東急溝の口駅から徒歩5分
講 師 弁護士 川岸 卓哉 氏(川崎合同法律事務所)
定 員 30名(申込先着順) 労働組合の役員、労働者、テーマにご関心のある方向け



▲申込二次元コード

【申込み】 神奈川県電子申請システム(上の二次元コード)からお申し込みください。

11月はテレワーク月間です



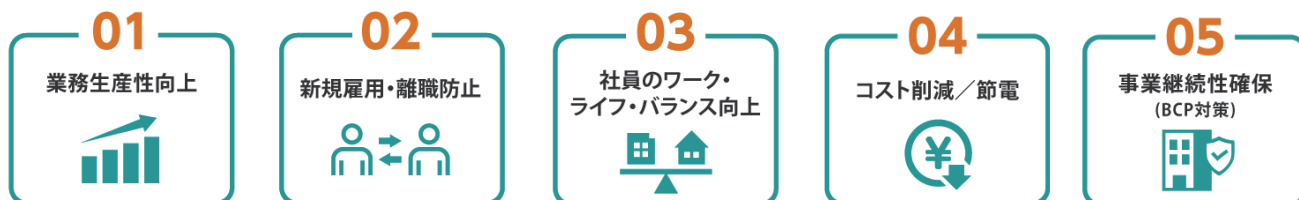
～テレワークの普及促進に向けた取組を集中的に行います～

テレワーク月間実行委員会(内閣官房内閣人事局、内閣府地方創生推進室、デジタル庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、観光庁、環境省、一般社団法人日本テレワーク協会、日本テレワーク学会)では、毎年11月を「テレワーク月間」として、テレワークの普及促進に向けた取組を集中的に行います。時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークの積極的な実践をお願いします。

テレワークとは

テレワークとは、本拠地のオフィスから離れた場所で、「情報通信技術(ICT=Information and Communication Technology)」を使用して、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のことです。「場所にとらわれない仕事のスタイル」を実現できることで、働き方改革の手段として重視される一方、「人と人との接触」を減らすことができることから、近年は新型コロナウイルス等の感染症の拡大を防止する有力な手段としても注目されています。テレワークを「働く場所」という観点から分類すると、自宅で働く「在宅勤務」、本拠地以外の施設で働く「サテライトオフィス勤務」、移動中や出先働く「モバイル勤務」があります。

企業にとってのテレワークの効果



テレワーク・ワンストップ・サポート事業のご案内

厚生労働省・総務省ではテレワークを導入しようとする企業等に対し労務管理やICT活用をワンストップで相談できる窓口(テレワーク相談センター)を設置し、次の取組を実施しています。ぜひ、テレワーク相談センターをご活用ください。

- テレワーク相談センターでのワンストップ相談対応(無料・電話やメールにて随時受付)
- テレワークマネージャーによるコンサルティングの実施(3回まで無料)
- テレワーク総合ポータルサイトの運営

▼テレワーク総合ポータルサイト
URL: <https://telework.mhlw.go.jp/>
電話 0120-861009 9時～17時
(土・日・祝日、年末年始は除く)



11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

「労働保険」とは、工作中や通勤中の負傷・疾病から守る「労働者災害補償保険(労災保険)」と、労働者の休業や失業生活から守る「雇用保険」とを総称した言葉です。労働保険は、正社員、パート、アルバイトなど雇用形態に関わらず、労働者を一人でも雇用していれば、原則として業種・規模を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は成立手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。厚生労働省では、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」と定めて、全国において集中的な広報活動を展開し、未手続事業対策に取り組んでいます。

成立手続きを怠っていると・・・

- 1 遡って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。
- 2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部または一部を徴収します。
- 3 事業主の方のための助成金が受けられません。

詳しくは、厚生労働省ホームページやリーフレットをご覧ください。

厚生労働省「労働保険特設サイト」▶

URL: https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/tokusetusaito.html



県立東部総合職業技術校(かなテクカレッジ東部)

スキルアップセミナーのお知らせ

かなテクカレッジ東部では、今の仕事を充実させるため、また新しい分野の仕事に取り組むために、主に在職者の方を対象としたスキルアップセミナー(講習会)を実施しています。

受講を希望される方は、「インターネット(電子申請)」でお申込みください。

このほかのセミナーや詳しい申込み方法などは、同校で配布しているスキルアップセミナーガイド、またはホームページ(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j3c/index.html>)をご覧ください。



セミナー名	定員	日程	申込期限	受講料
建築CAD入門STEP2(平面図作図)	15	1/8(木),9(金)	12/4(木)	2,000円
[New] 基礎の離乳食調理、食物アレルギー除去食の調理	5	1/8(木),15(木)		
リレーシーケンス基礎	15	1/20(火),22(木)	12/16(火)	
はじめての3次元CAD	10	1/27(火),2/3(火)	1/6(火)	6,000円
リスクリング(クラウドベース3次元CADと3Dプリンタ入門)	5	1/29(木),30(金),2/5(木),6(金),12(木),13(金)		

※時間はいずれも午前8時50分から午後4時10分

※ [New] は新規講座

【問合せ】東部総合職業技術校 〒230-0034 横浜市鶴見区寛政町28-2 電話045-504-3101

2026年4月生(Ⅰ期)募集のお知らせ

かなテクカレッジ東部は、工業技術、社会サービス、建築技術の各分野の訓練を幅広く実施する大規模・総合型の職業技術校で、11月21日(金)から16コースで4月生(Ⅰ期)募集を実施します。

また、オープンキャンパスや体験入校も開催します。詳しくは、同校または各ハローワークなどで配布している募集案内、もしくはホームページ(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j3c/index.html>)をご覧ください。

【4月生(Ⅰ期)募集】募集期間:11月21日(金)～12月2日(火) 入校選考:12月13日(土)

合格発表:12月23日(火) 入校日:2026年4月7日(火)

【4月生(Ⅰ期)募集】

職業に必要な知識、技術・技能を習得して、職業に就こうという意思がある方が対象のコース

2年・1年コース(入校検定料、入校料、授業料が有料)

■IoTソリューション ■CARエンジニア ■CAD/CAMものづくり ■電気

■3次元CAD&モデリング ■建築設計 ■GREEN×ガーデナー

1年・6か月コース(入校検定料、入校料、授業料が無料)

■チャレンジプロダクト ■セレクトプロダクト ■機械CAD ■溶接・板金

■GREEN×メンテナー ■壁装・床施工 ■ビル設備管理 ■給食調理 ■ケアワーカー

技術校生の求人受付のお知らせ

技術校生の求人のお申込みは、随時受け付けています。同校の「求人開拓推進員」にご連絡ください。
電話 045-504-2810(募集・求人関係)

11月は「『しわ寄せ』防止キャンペーン月間」です

大企業と下請等中小企業者は共存共栄！大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

厚生労働省は、中小企業庁および公正取引委員会と連携し、11月を「『しわ寄せ』防止キャンペーン月間」として、さまざまな周知・啓発の取組みを行い、中小企業が働き方改革を進められるよう、下請等中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせない環境整備に努めています。

他の事業主との取引を行うにあたって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

親事業者と下請事業者の望ましい取引関係

- ① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう！
- ② 発注内容は明確にしましょう！
- ③ 原材料費・エネルギーコストの適切な増加分の全額転嫁を目標としましょう！



下請かけこみ寺 (2026年1月1日より「取引かけこみ寺」に名称変更します。)

「下請かけこみ寺」は、下請取引の適正化を推進することを目的として国が全国48か所に設置した、経済産業省中小企業庁の委託事業です。中小企業が抱える取引上のトラブルを専門の相談員や弁護士が解決に向けてサポートします。信頼関係を崩さず、スムーズな下請取引を行うための価格交渉をサポートします。

電話:0120-418-618

(受付時間)9時～12時 / 13時～17時

(土日・祝日・年末年始を除く)

URL: <https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/>

相談無料

全国48か所

秘密厳守

匿名相談可能

下請かけこみ寺ホームページ▶



詳しくは、厚生労働省「しわ寄せ」防止特設サイトをご確認ください。

厚生労働省「しわ寄せ」防止特設サイト▶

※なお、下請法の改正法が令和8年1月1日に施行され、規制内容の追加や規制対象の拡大がなされるとともに、法律名も変更されます(新通称:「取適法(とりてきほう)」)。それにより「親事業者」は「委託事業者」へ、「下請事業者」は「中小受託事業者」へと名称も改正されます。

URL: <https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

11月は「過労死等防止啓発月間」です。しごとより、いのち。



厚生労働省では、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に「過労死等防止啓発月間」とし、シンポジウムやキャンペーンなどの取組を行っています。国民一人ひとりが自身にも関わることで過労死とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

過労死とは？

- ・業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
- ・業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
- ・死亡には至らないが、これらの脳血管疾患・心臓疾患、精神障害

過労死等防止のための取組

- ◎長時間労働の削減
- ◎働き方の見直し
- ◎職場のハラスメントの予防・解決
- ◎過重労働による健康障害の防止
- ◎職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ◎相談体制の整備等

Q長時間労働の削減に向けて、事業主が取り組むべきことは？

A労働者の労働時間を正確に把握しましょう。時間外・休日労働協定(36協定)の内容を労働者に周知し、週労働時間が60時間以上の労働者をなくすよう努めましょう。

Q働き方はどのように見直せばよいですか？

A事業主はワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができる職場環境づくりを推進しましょう。使用者と労働者で話し合っって計画的な年次有給休暇の取得などに取り組みましょう。

Q職場のハラスメントの防止に向けて取り組むべきことは？

A事業主は、予防から再発防止に至るまでの一連の防止対策に取り組み、職場のハラスメントを防止する必要があります。労働者とその周囲の方は、ハラスメントに気づいたら相談窓口へ連絡しましょう。

※2022年4月から、職場におけるパワーハラスメント防止対策が中小企業を含む全ての企業の義務となりました。

詳しくは、以下ホームページや相談窓口をご確認ください。

●厚生労働省特設サイト「しごとより、いのち」▶

URL: https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/karoushizero/

●労働条件相談「ほっとライン」<厚生労働省委託事業>▶

電話:0120-811-610 平日17時～22時 / 土日・祝日 9時～21時(12月29日～1月3日を除く)

URL: <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>



令和7年11月

I-1 労働市場(神奈川県、川崎市)

- * 8月の神奈川県内の有効求人倍率は、0.82倍で前年同月に比べ0.09ポイント下回りました。
* 8月の川崎市内の有効求人倍率は、0.71倍で前年同月に比べ0.05ポイント下回りました。

項目 年月	有効求人数 (a)				有効求職者数 (b)				有効求人倍率 (a/b)			
	川 崎	川崎北	川崎計	県	川 崎	川崎北	川崎計	県	川崎	川崎北	川崎計	県
令和4年度平均	9,484	7,296	16,780	97,506	7,633	12,587	20,220	108,800	1.24	0.58	0.83	0.90
令和5年度平均	9,390	7,273	16,664	98,257	7,764	12,269	20,033	107,997	1.21	0.59	0.83	0.91
令和6年度平均	9,413	6,940	16,353	99,573	8,261	12,446	20,708	109,369	1.14	0.56	0.79	0.91
令和7年 3月	10,225	7,136	17,361	101,327	8,362	12,109	20,471	108,509	1.22	0.59	0.85	0.90
4月	10,126	6,751	16,877	98,711	8,971	13,283	22,254	116,724	1.13	0.51	0.76	0.92
5月	9,666	6,524	16,190	95,640	9,062	13,520	22,582	119,242	1.07	0.48	0.72	0.89
6月	9,344	6,311	15,655	93,999	9,088	13,482	22,570	119,308	1.03	0.47	0.69	0.85
7月	9,159	6,425	15,584	94,205	8,813	13,359	22,172	116,335	1.04	0.48	0.70	0.84
8月	9,201	6,304	15,505	93,430	8,574	13,155	21,729	113,989	1.07	0.48	0.71	0.82
資料出所	川崎・川崎北公共職業安定所「統計月報」、神奈川県労働局職業安定部「労働市場月報」											

- (注1)労働市場は新規学卒者を除き、パートタイマーを含んだ数値で、県有効求人倍率の月別、及び年度平均は季節調整値である。
(注2)神奈川県内の数値について、毎年、新季節指数を適用し、前年度数値の一部を改定する。
(注3)川崎(川崎公共職業安定所(川崎南部))の数値には、川崎区・幸区のほかに、横浜市鶴見区を含む。
(注4)川崎市内の数値について、令和6年4月末から、ハローワークに所収せずオンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数を含む。

I-2 労働市場(全国)

- * 8月の完全失業者数は182万人、完全失業率は2.6%となりました。
一方、有効求人倍率は1.20倍で、前年同月に比べ0.04ポイント下回りました。

項目 年月	完全失業者 (全国)		完全失業率 (%)	有効求人倍率
	万人	前年比	全国	全国
令和4年度平均	179	-7.2	2.6	1.28
令和5年度平均	178	-0.6	2.6	1.31
令和6年度平均	176	-1.1	2.5	1.25
令和7年 3月	180	-2.7	2.5	1.26
4月	188	-2.6	2.5	1.26
5月	183	-5.2	2.5	1.24
6月	176	-2.8	2.5	1.22
7月	169	-10.1	2.3	1.22
8月	182	4.0	2.6	1.20
資料出所	総務省統計局「労働力調査」厚生労働省「一般職業紹介状況」			

- (注)全国の完全失業率、有効求人倍率の月別、及び年平均は季節調整値
ただし、完全失業者数は月別、年平均ともに原数値

II 業種別労働災害発生状況

- * 令和7年1月から8月までの労働災害発生状況は、前年比42件
減の618件となりました。

区分 業種	当年累計	前年同期累計	前年同期対比	
			件数	前年比 (%)
製 造 業	62(0)	81(1)	-19	-23.5
建 設 業	56(2)	67(0)	-11	-16.4
運 輸 業	140(1)	118(0)	22	18.6
第三次産業	348(3)	378(0)	-30	-7.9
鉱業、農林業 畜産・水産業	12(1)	16(0)	-4	-25.0
総 計	618(7)	660(1)	-42	-6.4
資料出所	神奈川県労働局(川崎南・川崎北労働基準監督署)			

- (注1)休業4日以上死傷者数、()内は死亡者数で内数死傷者数は労働者私
傷病報告、死亡者数は死亡災害速報から集計
(注2)当該発生状況は、令和7年1月1日から労働者死傷病報告の電子申請化に
伴い、従来の統計締日を一部変更
(注3)第三次産業は、「小売業・社会福祉施設・飲食店・清掃・と畜業・その他」
の合計

III 関連指標(全国、神奈川県、川崎市)

- * 8月の川崎市消費者物価指数は、110.6なり、前年同月に比べ2.7ポイント上回りました。 P:速報値

項目 年月	常用労働者賃金 (円)		総実労働時間数(時間)		所定外労働時間(時間)		消費者物価指数				鉱工業生産指数		倒産状況 (件)			
	県	全国	県	全国	県	全国	川崎市	前年比	全国	前年比	県	全国	川崎市	県	全国	
令和4年度平均	367,534	379,498	137.2	143.3	11.6	12.2	101.5	2.1	102.3	2.5	110.3	105.4	5	34	536	
令和5年度平均	386,313	386,640	137.8	143.8	12.4	12.1	104.5	3.0	105.6	3.3	111.8	104.0	6	43	724	
令和6年度平均	408,564	397,437	138.6	142.9	12.5	11.7	107.2	2.6	108.5	2.9	110.4	100.8	7	45	834	
令和7年	3月	349,851	347,260	134.0	138.1	12.2	11.8	109.5	3.1	111.1	3.6	117.7	102.4	9	48	853
	4月	355,090	338,252	140.5	145.4	12.7	12.0	109.9	3.0	111.5	3.6	102.8	101.3	7	51	828
	5月	345,828	337,884	136.6	140.5	11.9	11.3	109.9	2.9	111.8	3.5	117.2	101.2	13	44	857
	6月	661,049	625,297	140.6	145.2	12.1	11.3	110.3	3.2	111.7	3.3	103.6	103.3	6	38	848
	7月	508,345	476,302	144.4	148.8	11.9	11.6	110.4	3.0	111.9	3.1	107.4	102.1	6	47	961
	8月		P333,327		P135.6		P10.6	110.6	2.7	112.1	2.7	P99.8	P100.6	5	43	805
資料出所	県：統計センター「毎月勤労統計地方調査」 全国：厚生労働省「毎月勤労統計調査」						全国・市：総務省統計局 「消費者物価指数」				県：統計センター「工業生産指数月報」 全国：経済産業省「鉱工業生産動向」		市、県：金融課「神奈川県内企業倒産整理状況」 全国：東京商工リサーチ「企業倒産状況」			

- (注1)鉱工業生産指数は令和2年を100とする。月別は季節調整値で、年平均は原指数である。また、県数値は製造工業の数値である。
(注2)消費者物価指数は令和2年を100とする。
(注3)倒産状況は負債総額1,000万円以上の件数で、年平均は合計件数とする。

【主要労働経済指標の数値について】 過去の数値については、新季節調整値による有効求人倍率の遡及変更など、後に変更や訂正が入ることがありますので、資料出所のホームページ等をご確認くださいようお願いいたします。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。過労死等について、理解を深めてみましょう。

「過労死等とは？」業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡やこれらの疾患のことです。

長時間にわたる過重労働と過労死等の関連性について教えてください



長時間にわたる過重労働は、著しい疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには脳・心臓疾患の発症に影響を及ぼすと言われています。脳・心臓疾患に係る労災認定基準においては、週40時間を超える時間外労働・休日労働が、発症前1か月におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間の平均が80時間をこえる場合には、業務と発症との関連性が強いと評価されています。

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/dl/2207252-1.pdf>



業務を起因とする精神障害と自殺の関連性について教えてください。



自殺を図る人の7割がうつ病などの精神障害を患っているという統計があります。精神障害の原因は、人それぞれですが、一定の長時間労働や上司によるパワーハラスメントがある場合には、労災認定基準の「特別な出来事」または「出来事」として、業務による心理的負荷の総合評価が強いと認められる可能性があります。そして精神障害によって自殺を思いとどまる抑止力や正常な判断が出来なかったとしてその死亡が労災認定されることがあります。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001309209.pdf>



深夜残業や休日出勤が続き、動悸や胸の痛みがあります。同僚もみな同じように働いているので、我慢すべきでしょうか？



「しごとよりいのち」。周囲も同じ状況であっても、自分の健康や生命の安全が第一です。過労死や過労自殺は、我慢によって防げるものではありません。人事部や健康管理室、産業医や外部相談窓口等へ早めに相談し、職場環境の改善や健康管理のための対策を求めることが重要です。

編集後記

少しずつ冬が近づいてきましたね。昨年はこの時期に、等々力緑地にてさつまいものイベントがあったので、家族で楽しみました。日本全国の様々なさつまいもの食べ比べができ、特にさつまいものブリュレが絶品でした。川崎市内では、毎月色々なイベントがあるので、週末行ってみようか、と家族と話すことも多いです。11月は「かわさき市民まつり」や「南部市場食鮮まつり」など、楽しいイベントが目白押し。「南部市場食鮮まつり」は毎年かなりの人が訪れると聞きました。今年行ってみたいイベントの一つです。

とはいえ、風邪やインフルエンザなどの感染症が流行りだす時期でもあります。感染症対策や免疫力アップなどの対策をしつつ、秋のイベントを色々楽しみたいと思います。

第18回 川崎国際環境技術展

The 18th Kawasaki International Eco-Tech Fair

～サーキュラーエコノミーが創造するビジネスの可能性～



川崎市では、優れた環境技術や先進的な取組等を川崎から国内外に広く情報発信するとともに、販路の開拓や拡大につながるビジネスマッチングの創出を目的に、「川崎国際環境技術展」を開催しております。

第18回は以下の基調講演や特別講演、特別企画などを実施します。また、来場前からお利用いただけるマッチングシステムや会期中ご利用いただけるマッチングブース等、参加者の皆さまのビジネスマッチング機会拡大につながるツールをご用意しております。

皆さまのご来場を心からお待ちしております。この機会をビジネスチャンスの獲得や新たな人脈形成につながる交流の場としてご活用ください！

●開催期間 令和7年11月12日（水）13日（木）10:00～17:00

●会場 カルツかわさき（川崎市川崎区富士見1-1-4）

●入場 無料



入場にはホームページからの事前登録が必要です。

こちらの二次元コードから
来場登録いただけます

●出展カテゴリ

120の企業・団体が出展！

※出展者の詳細はホームページをご覧ください。

- ・資源リサイクル
- ・エネルギー（再エネ・水素等）
- ・ものづくり・AI・IoT
- ・エコソリューション/ SDGs
- ・省エネ・エネルギー・マネジメント
- ・支援機関・公的機関等

基調講演

サーキュラーエコノミーの
具現化に向けたCLOMAの活動
～官民連携でプラスチック資源循環に挑む～

メインステージ

11月12日 水 10:20▶11:20

クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス (CLOMA) 会長
(花王株式会社 特別顧問)

澤田 道隆 氏



特別講演

すべての産業がバイオ化する！
4,500兆円市場で
勝ち抜くための事業戦略とは

メインステージ

11月12日 水 13:00▶14:00

ちとせグループ
Founder&Chief Executive Officer

藤田 朋宏 氏



特別セッション

川崎から始まる持続可能な未来 ～共創が生み出す無限の可能性～

メインステージ 11月13日 木 10:30▶12:30

CASE 1

CHOP X VALUE JAPAN × Frontale

ChopValue Manufacturing Japan株式会社 株式会社川崎フロンタール

CASE 2

PRODUCT BASE SKLO × 東映株式会社

株式会社SKLO 東映株式会社

CASE 3

KAWASAKI MIRAI ENERGY × ヤマト運輸

川崎未来エネルギー株式会社 ヤマト運輸株式会社

CASE 4

株式会社光洲産業 × HUB&STOCK

株式会社光洲産業 HUB&STOCK株式会社

特別企画 CYCLE

ホスト企業×学生×地域企業による
新規事業創出プログラム

大会室① 11月13日 木 13:10▶15:10

ホスト企業のサーキュラーエコノミーに関するニーズに対して、学生がアイデアを立案し、ご参加のみなさまが共創パートナーとなって新事業を生み出す企画を実施します。

ホスト企業一覧



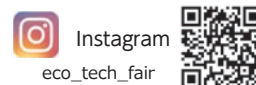
※プログラムは変更となる場合がございます。変更となった場合には公式ホームページでお知らせいたします。

【問い合わせ】第18回川崎国際環境技術展運営事務局
(株式会社コンベンションリンクージ)
TEL : 03-3263-8698 E-mail : 18kwt-info@c-linkage.co.jp

ホームページ <https://www.kawasaki-eco-tech.jp/>

来場登録はHPから！ 川崎国際環境技術展 検索

ホームページや各種SNSで随時情報発信しています。ぜひフォローいただき、最新の情報をご確認ください。



かわさき 労働情報

Kawasaki Labor Information

第2179号 令和7年11月1日発行
編集・発行 川崎市経済労働局労働雇用部
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-3653 (直通) FAX 044-200-3598
経済労働局労働雇用部メール 28roudou@city.kawasaki.jp

労働情報の発送につきましてはメール便でお送りしておりますので、郵便局への届出では転送することができません。そのため、転居先不明による返送が増えております。ご転居される際には、編集・発行者まで、電話・FAX・メールのいずれかの方法にてご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。